



令和8年度 建築物の脱炭素化に向けた 関連補助事業の解説

令和8年2月12日

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 住宅・建築物脱炭素化事業推進室



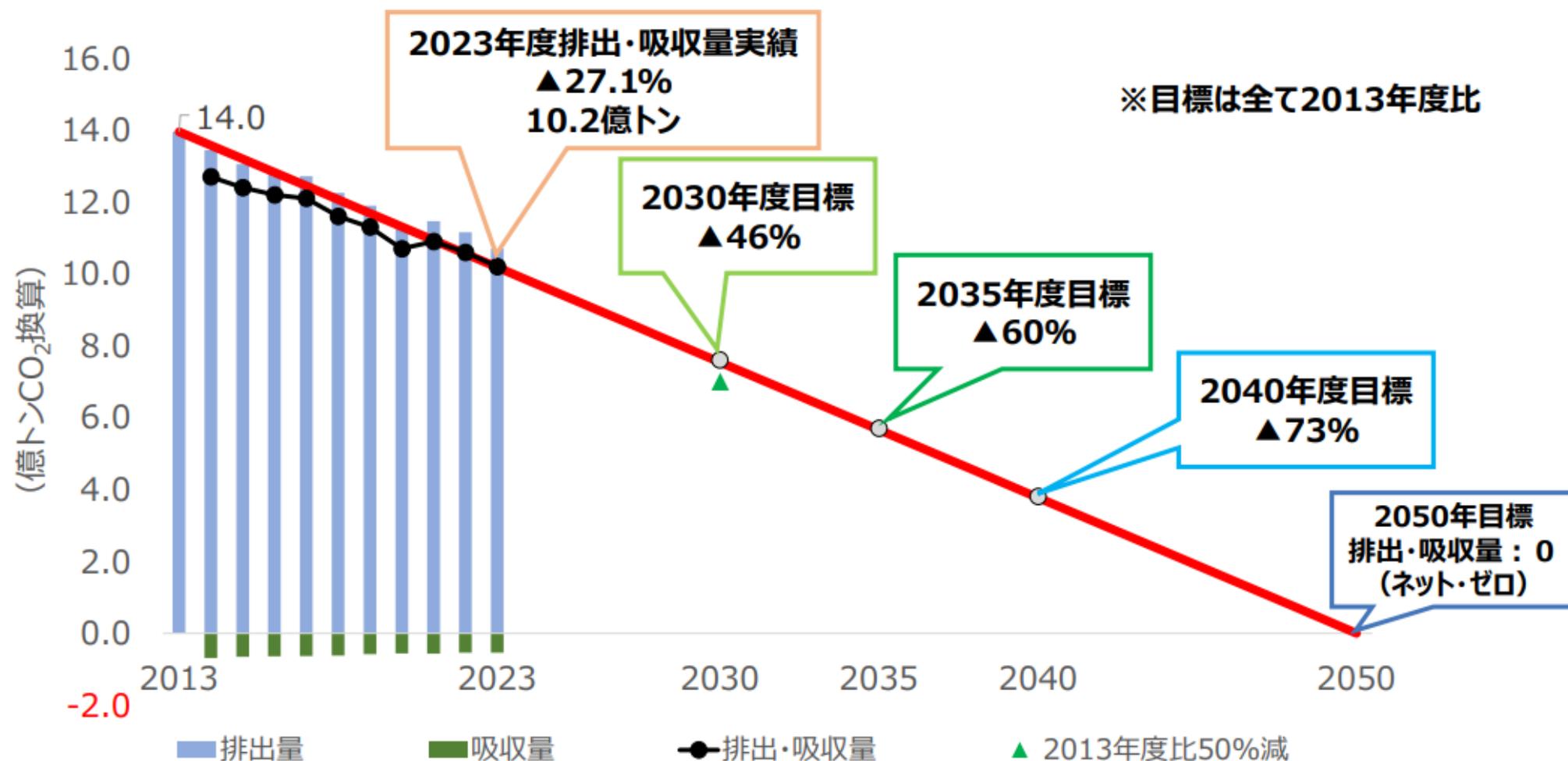
- 本日の説明会は、環境省の建築物関係の補助金活用の事前準備のための参考としていただくことを目的とし、**現時点で決まっている昨年度との変更点**や、**よく質問を受ける事項**については解説します。
- 執行団体が決まっていないため、**公募開始の際には要件が変わっている可能性があります。**
- **太陽光発電・蓄電池**については、補助対象としての見直しも含めて**現在調整中**です。
- 詳細については、今後公表される執行団体の公募要領や、3月中旬以降、執行団体が随時実施する説明会でご確認ください。
- 今回紹介する事業は、環境省の令和8年度環境省重点施策集（令和7年12月）のものベースとしています（https://www.env.go.jp/guide/budget/r06/page_00011.html）。
- いずれの事業も、エネルギー対策特別会計予算となっています。この予算では、省エネルギー・再生可能エネルギー対策等の措置及びエネルギー起源CO2排出抑制対策を目的としていますので、この目的に応じた補助対象となっていることをご理解ください。

1. 政策の動向（簡単に）
2. 各補助金の紹介（変更点を中心に）
3. よくあるご質問（使い勝手など）
4. その他の参考情報のご紹介

1. 政策の動向について

我が国の温室効果ガス削減の中期目標と長期目標

- 我が国は、**2030年度目標と2050年ネット・ゼロを結ぶ直線的な経路を、弛まず着実に歩んでいく。**
- **1.5°C目標に整合的で野心的な目標**として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ**60%、73%削減**することを目指す。
- これにより、中長期的な**予見可能性**を高め、**脱炭素を加速**していく。



建築物からの排出削減の必要性について

- 建築物は「業務その他部門」に該当し、2013年度で産業部門に次ぐ排出量である。
- 2030年での削減目標は51%であり、対策を進めることが重要。

【単位：100万t-CO₂、括弧内は2013年度比の削減率】

	2013年度実績	2030年度 (2013年度比) ※1	2040年度 (2013年度比) ※2
温室効果ガス排出量・吸収量	1,407	760 (▲46%※3)	380 (▲73%)
エネルギー起源CO ₂	1,235	677 (▲45%)	約360~370 (▲70~71%)
産業部門	463	289 (▲38%)	約180~200 (▲57~61%)
業務その他部門	235	115 (▲51%)	約40~50 (▲79~83%)
家庭部門	209	71 (▲66%)	約40~60 (▲71~81%)
運輸部門	224	146 (▲35%)	約40~80 (▲64~82%)
エネルギー転換部門	106	56 (▲47%)	約10~20 (▲81~91%)
非エネルギー起源CO ₂	82.2	70.0 (▲15%)	約59 (▲29%)
メタン (CH ₄)	32.7	29.1 (▲11%)	約25 (▲25%)
一酸化二窒素 (N ₂ O)	19.9	16.5 (▲17%)	約14 (▲31%)
代替フロン等4ガス	37.2	20.9 (▲44%)	約11 (▲72%)
吸収源	-	▲47.7 (-)	▲約84 (-) ※4
二国間クレジット制度 (JCM)	-	官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。	官民連携で2040年度までの累積で2億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。

※1 2030年度のエネルギー起源二酸化炭素の各部門は目安の値。

※2 2040年度のエネルギー起源二酸化炭素及び各部門については、2040年度エネルギー需給見通しを作成する際に実施した複数のシナリオ分析に基づく2040年度の最終エネルギー消費量等を基に算出したもの。

※3 さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。

※4 2040年度における吸収量は、地球温暖化対策計画第3章第2節3(1)に記載する新たな森林吸収量の算定方法を適用した場合に見込まれる数値。

2030年、2050年に目指すべき建築物の姿

地球温暖化対策計画等において、建築物分野の目指すべき姿とその対策の方向性を示している。

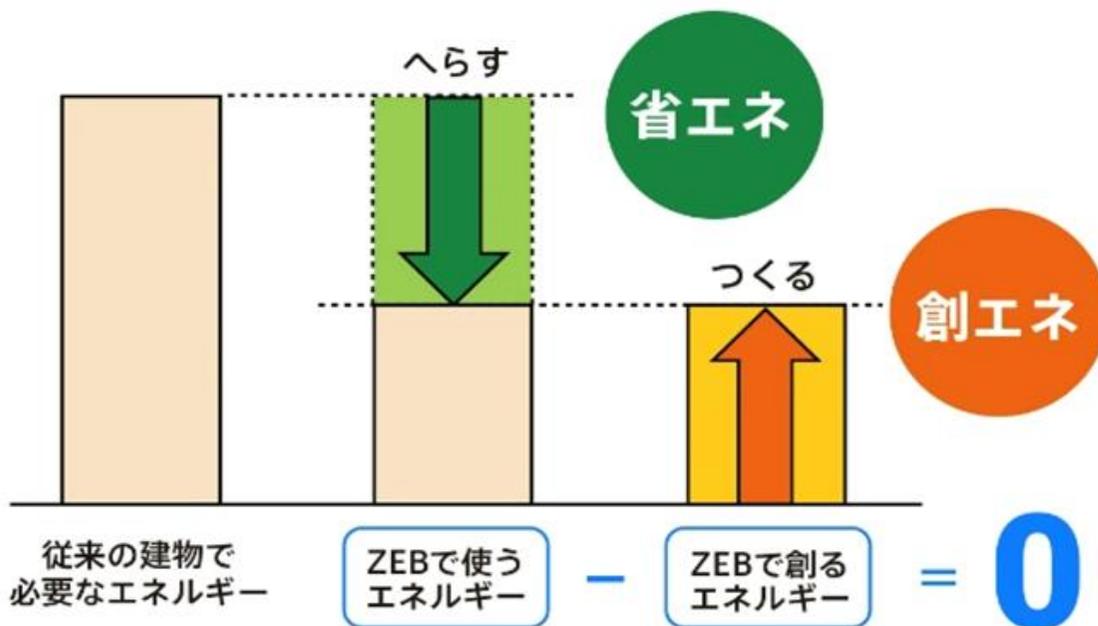
- 2030年以降新築される建築物についてZEB基準の水準の省エネルギー性能が確保されていること
- 2050年にストック平均でZEB基準の水準の省エネルギー性能が確保されていること

■ 「ZEB基準の水準の省エネルギー性能（以下、ZEB水準の省エネ性能）」とは

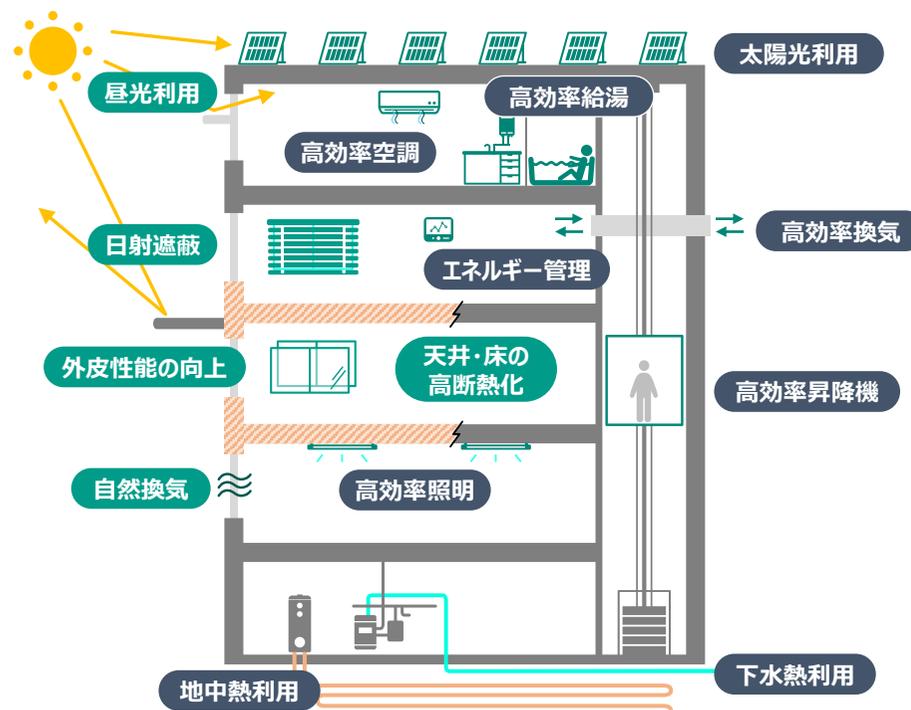
- 年間の一次エネルギー消費量が、基準エネルギー消費量から用途に応じて30%又は40%程度削減されている状態。
(ホテル・病院・百貨店・飲食店等：30%、事務所・学校・工場等：40%)

■ ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング）とは

- 省エネによって使うエネルギーを減らし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建築物のこと。
- ゼロエネルギーの達成状況に応じて4段階のZEBシリーズを定義。

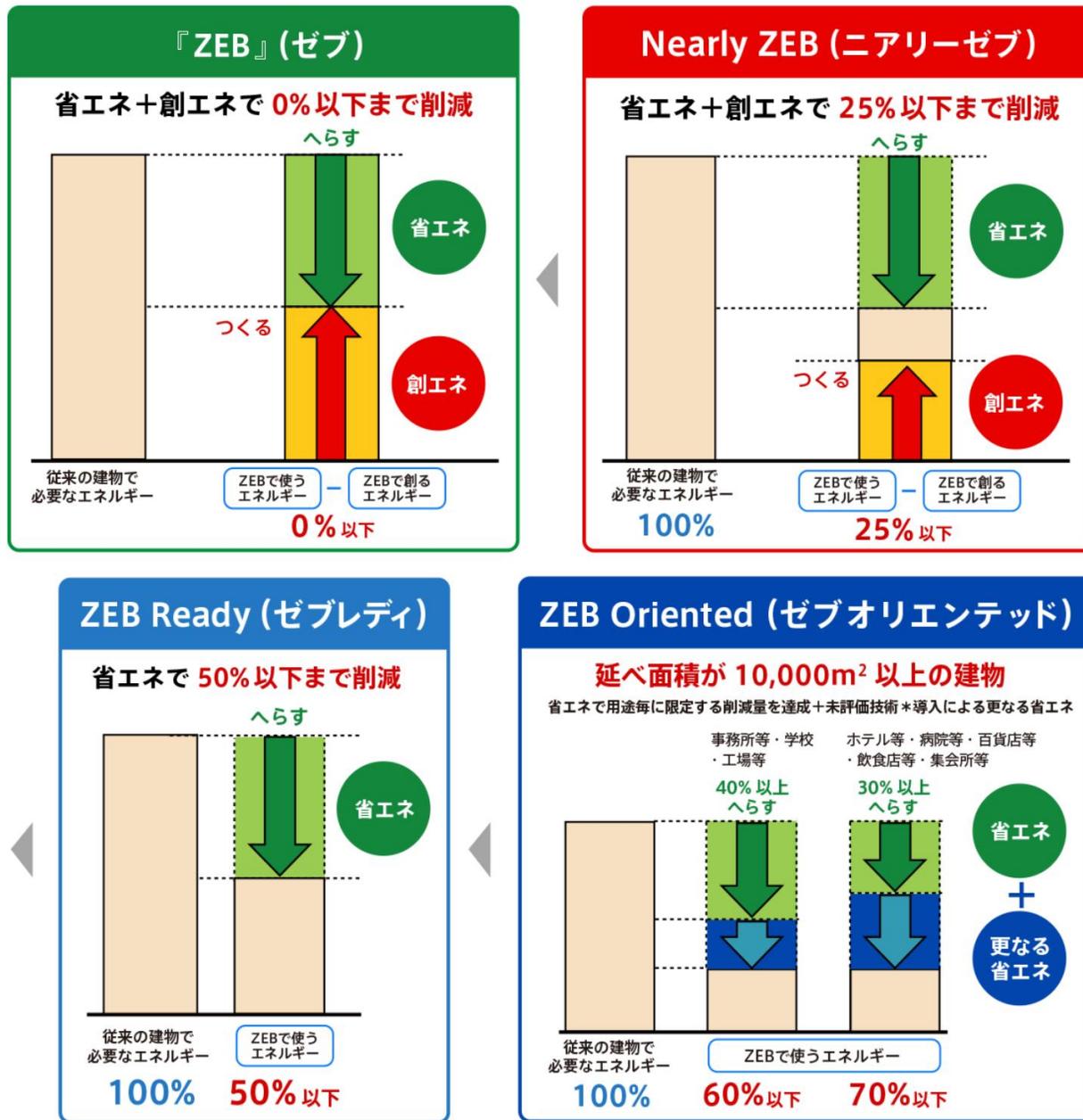


ZEBの概念図



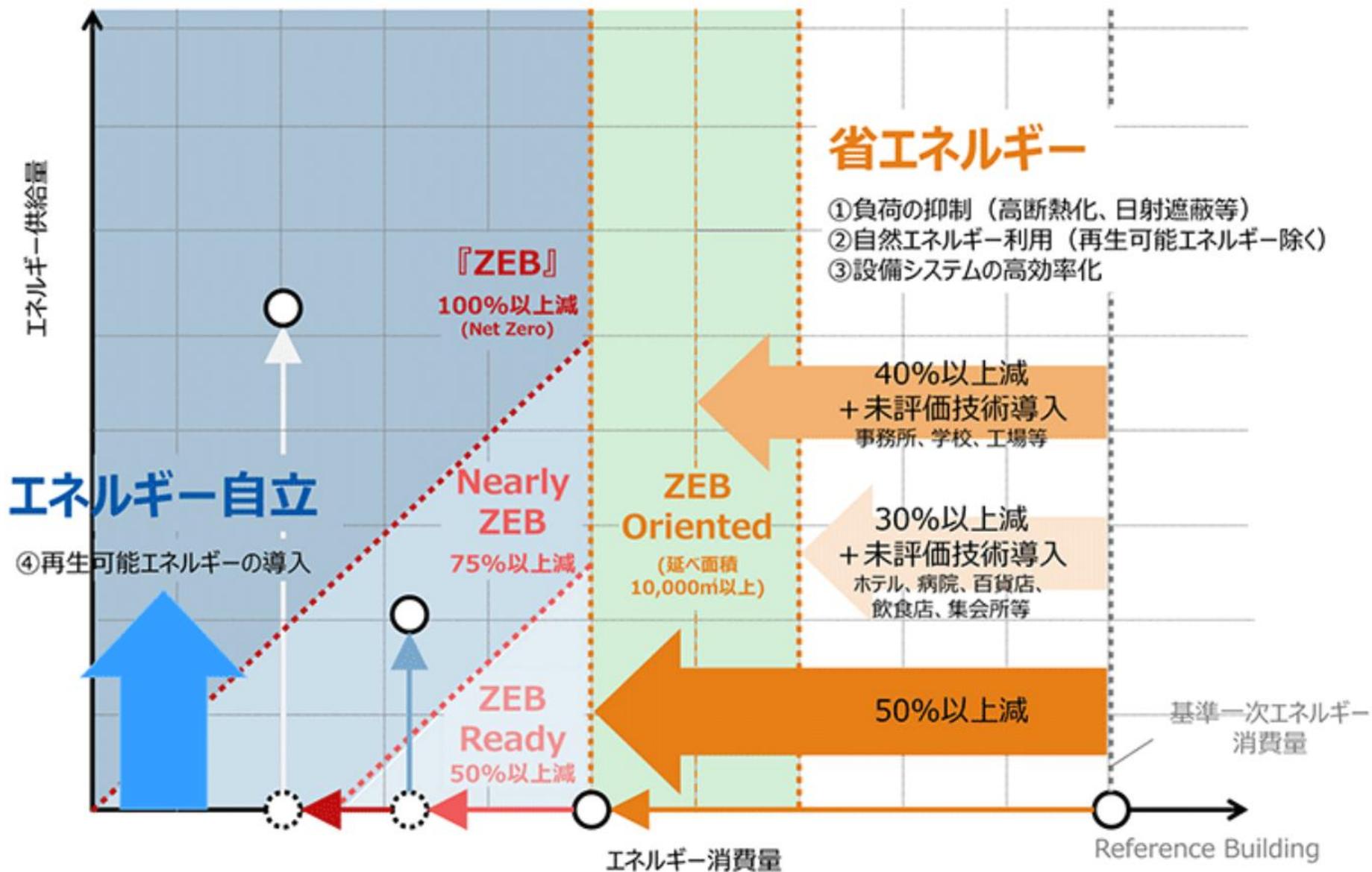
(参考) ZEBの各区分、考え方について

ZEBの定義



*WEBPRO において現時点で評価されていない技術

(参考) ZEBの各区分、考え方について



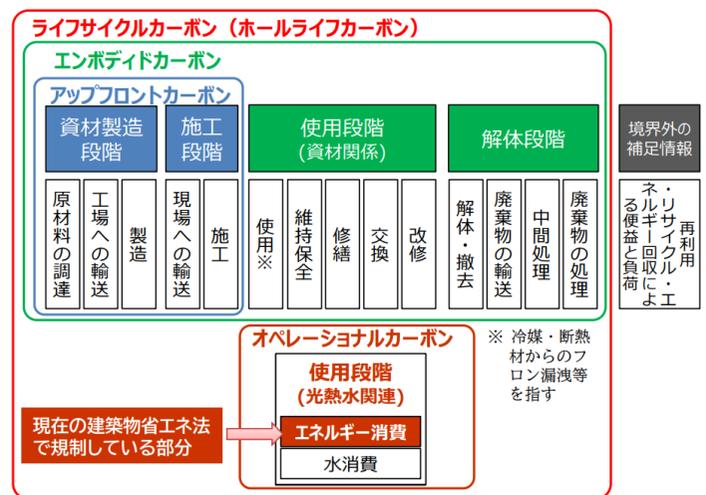
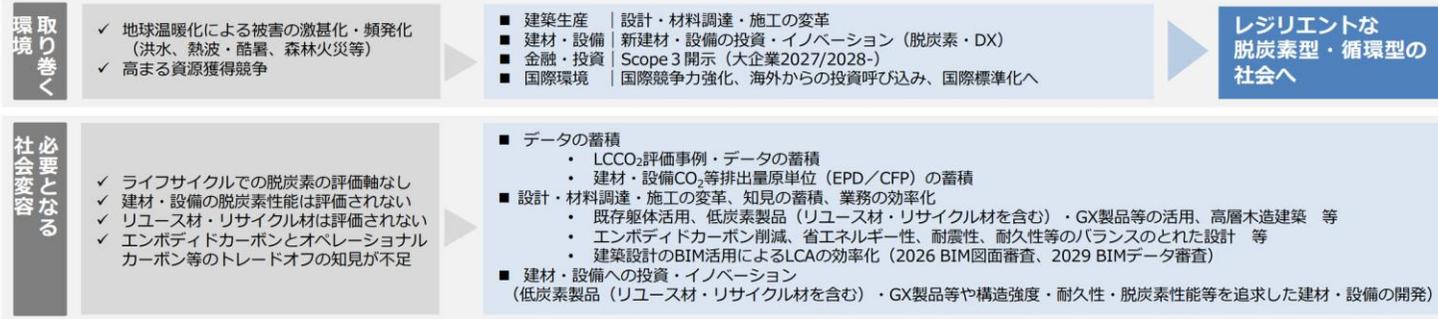
* 出所) 経済産業省資源エネルギー庁「平成30年度ZEBロードマップフォローアップ委員会とりまとめ」(平成31年3月)

建築物のライフサイクルカーボンの削減に向けて

- 資材製造から解体廃棄までのCO2排出量(LCCO2)の算定等の取組の制度化が検討されている。
- 2028年4月より、建築物LCCO2算定結果の届出制度(5,000㎡以上の事務所の新築等)が開始される見込み。詳細は検討中。

建築物のライフサイクルカーボン(LCCO₂)の削減に向けたロードマップ

【参考資料】社会資本整備審議会第49回建築分科会配布資料より
https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/house05_sg_000302.html



環境省の建築物関係の補助事業

(住宅・建築物脱炭素化事業推進室 関係分)

エネ特予算

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業

- ① ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業(新築・既存改修・改修調査)
- ② ライフサイクルカーボン削減型の先導的な新築ZEB支援事業(算定のみ、低炭素建材含む)
- 省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業
 - 業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業
 - ③ クーリングシেলターの普及に向けた高効率空調導入支援事業(既存改修(クーリングシেলター化))
 - ④ 民間建築物等における省CO2改修支援事業(既存改修(設備改修))
 - ⑤ テナントビルの省CO2改修支援事業(既存改修(テナント改修))
 - ⑥ 空き家等における省CO2改修支援事業(既存改修(空き家→業務用))
 - ⑦ フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業(新規整備(コンテナハウス))
 - ⑧ サステナブル倉庫モデル促進事業(新築・既存改修(倉庫業))

本日も説明

本日も説明

GX予算

業務用建築物の脱炭素改修加速化事業(脱炭素ビルリノベ事業)

本日も説明

非予算の取組

- ・ **エコチューニング** (ビルメンテナンスを主軸においた運用改善) <https://eco-tuning.j-bma.or.jp/lp/>
- ・ **リーディングテナント行動方針** (テナントの声をオーナーに届ける) <https://www.env.go.jp/earth/zeb/tenant/>

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業（一部農林水産省・経済産業省・国土交通省連携事業）



【令和8年度予算（案） 6,700百万円（3,820百万円）（※3年間で総額3,000百万円の国庫債務負担）】
【令和7年度補正予算額 4,800百万円】



環境省

業務用建築物のZEB化・省CO2設備の導入等の支援により、脱炭素化と健やかで強い社会づくりを目指します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、一度建築されるとストックとして長期にわたりCO2排出に影響する建築物のZEB化や省CO2設備の導入等を支援することで、建築物の脱炭素化を促進するとともに、ウェルビーイング／高い生活の質の実現やレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

今日のご紹介対象事業

(1) ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業（一部経済産業省連携事業）

- ①新築建築物のZEB普及促進支援事業
- ②既存建築物のZEB化普及促進支援事業
- ③業務用建築物ストックの省CO2改修調査支援事業

(2) ライフサイクルカーボン削減型の先導的な新築ZEB支援事業（一部農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業）

- ①ライフサイクルカーボン削減型の新築ZEB支援事業
- ②低炭素型建材活用新築ZEB支援事業
- ③ZEB化推進に係る調査・普及啓発等検討事業

(3) 水インフラにおける脱炭素化推進事業（農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業）

(4) CE×CNの同時達成に向けた木材再利用の方策等検証事業（農林水産省連携事業）

(5) 省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業（一部国土交通省連携事業）

- ①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業
- ②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業

(6) サステナブル倉庫モデル促進事業（国土交通省連携事業）

この2つは補助事業ではなく政策検討のための委託事業

3. 事業スキーム

- 事業形態
 - 委託先及び補助対象
 - 実施期間
- メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ



施設の省CO2化と災害・熱中症対策／サステナブル倉庫普及



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 ほか 電話：0570-028-341

(詳細) ZEB補助事業②

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、
(1) ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業 (一部経済産業省連携事業)



業務用建築物のZEB化の普及拡大のため、高効率な設備の導入支援や省CO2改修の可能性調査を支援します。

1. 事業目的

新築・既存の業務用建築物に対するZEB化に資する省CO2設備の導入、またそのための既存建築物に係る省CO2改修によるZEB化の可能性調査を支援することで、ZEB化の普及拡大を強力に支援する。

2. 事業内容

① 新築建築物のZEB普及促進支援事業 (経済産業省連携事業)

② 既存建築物のZEB化普及促進支援事業 (経済産業省連携事業)

建築物のZEB化に資するシステム・設備機器等の導入を支援する。

◆ 補助要件：ZEBの基準を満たすと共に、計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること、需要側設備等を通信・制御する機器を導入すること、新築建築物については再エネ設備を導入すること、ZEBリーディング・オーナーへの登録を行うこと、ZEBプランナーが関与すること等。

◆ 優先採択：以下に該当する事業については優先的に採択する。

- ・ 補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
- ・ CLT等の新たな木質部材を用いる事業等

◆ 採択時優遇：建材一体型太陽電池を導入する事業等

③ 業務用建築物ストックの省CO2改修調査支援事業

既存建築物ストックの省CO2改修によるZEBの達成可能性・省CO2効果についての調査を支援する。

◆ 補助要件：ZEBプランナーが関与すること、BEIを算出すること、技術、設計手法、費用等のデータを公開すること等。

3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業 (①②2/3～1/6 (延べ面積に応じて上限3～5億円) ③1/2 (上限100万円))
- 補助対象：地方公共団体※3、民間事業者、団体等※4
- 実施期間：令和5年度～令和10年度

4. 補助対象等

変更点

延べ面積	ZEBランク	補助率等			
		新築建築物		既存建築物	
		事務所等以外※1	事務所等※2	事務所等以外	事務所等
2,000㎡未満	『ZEB』	1/2	1/4	2/3	1/3
	Nearly ZEB	1/3	1/5	1/2	1/4
	ZEB Ready	対象外	対象外	対象外	対象外
2,000㎡～10,000㎡	『ZEB』	1/2	1/4	2/3	1/3
	Nearly ZEB	1/3	1/5	2/3	1/3
	ZEB Ready	1/4	1/6	2/3	1/3
10,000㎡以上	『ZEB』	1/2	1/4	2/3	1/3
	Nearly ZEB	1/3	1/5	2/3	1/3
	ZEB Ready	1/4	1/6	2/3	1/3
	ZEB Oriented	1/4	対象外	対象外	対象外

※1 「事務所等以外」は、ホテル等、病院等、物品販売業を営む店舗等、学校等、飲食店等、集会所等の「事務所等」以外の建築用途を指す。

※2 「事務所等」は、事務所、官公署等の建築用途を指す。

※3 ①②について、都道府県、指定都市、中核市、施行時特別市及び特別区を除く。(建築用途が病院等の場合は、都道府県、指定都市、中核市、施行時特別市及び特別区も対象)

※4 ①②について、延べ面積において新築の場合10,000㎡以上、既存の場合2,000㎡以上の建築物については民間事業者・団体等は対象外

お問合せ先：環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室／住宅・建築物脱炭素化事業推進室 電話：0570-028-341

■ 新築建築物のZEB普及促進支援事業/既存建築物のZEB化普及促進支援事業

- ・新築・既存建築物のZEB化を支援
- ・ZEBの各区分に到達するための設備の導入を支援
(BEIの計算に貢献するような設備/未評価技術/再生可能エネルギー利用設備が補助対象)
- ・よりCO2削減量が大きくなるような事業を評価

■ 業務用建築物ストックの省CO2改修調査支援事業

- ・既存建築物の省CO2改修のポテンシャルを調査 (補助率1/2、上限補助金額100万円)
- ・補助金の活用を念頭に、事前にどのくらいのBEIに到達することができるかの試算ができる
→これまで検討費用をネックに足踏みしていた方にオススメ
- ・BEIの計算だけではなく、現況確認のための調査費用にも充当可能
→中古ビルで改修経過や現状の仕様がわからない、などの場合にも対応
- ・補助金活用に至らなくても、省エネの取組を行うことが要件 (計算の結果、ZEBの各区分に到達しない省エネ改修でも可)

ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業の主な変更点

【新築建築物のZEB普及促進支援事業/既存建築物のZEB化普及促進支援事業】

- 補助率の見直し（事務所等の建物用途のみ：新築ZEBReady 2,000～10,000㎡で1/6に）
 - ・事務所等のZEB普及が進んでいることを踏まえた対応・より多くの件数をとれるように
 - ・そのほかは据え置き
- 病院については、対象事業者を拡大 ※すべての地方自治体が申請可能に
 - ・病院のZEB化が進んでいないことを踏まえた対応
- ◆ 建物用途別の「ZEB基準の水準」の達成状況(件数ベース)(公開資料 p.247)

【全規模】

	事務所	ホテル	病院	百貨店	学校	飲食店	集会所	工場
2018年度	12.2%	26.7%	10.7%	21.0%	11.1%	17.4%	15.3%	40.9%
2019年度	11.2%	28.6%	11.1%	19.5%	12.8%	20.4%	9.8%	41.1%
2020年度	13.6%	30.0%	9.6%	18.6%	13.0%	19.1%	12.7%	44.6%
2021年度	10.9%	33.1%	6.6%	21.7%	9.9%	14.5%	9.6%	40.2%
2022年度	11.4%	34.6%	6.3%	24.2%	12.2%	11.2%	16.4%	42.4%
2023年度	13.8%	25.7%	5.7%	21.8%	14.7%	11.9%	13.9%	43.7%

【大規模(2000㎡以上)のみ】

	事務所	ホテル	病院	百貨店	学校	飲食店	集会所	工場
2018年度	5.8%	22.0%	5.8%	21.0%	5.2%	13.0%	9.2%	42.1%
2019年度	6.0%	24.2%	7.1%	24.1%	5.2%	19.0%	7.5%	44.7%
2020年度	9.2%	25.8%	3.2%	21.1%	2.7%	11.1%	6.9%	48.2%
2021年度	9.8%	34.5%	5.8%	23.6%	3.3%	20.0%	10.3%	45.0%
2022年度	12.7%	30.8%	6.1%	24.1%	12.7%	35.7%	7.7%	49.1%
2023年度	17.7%	31.0%	5.0%	26.9%	25.8%	30.8%	16.3%	51.3%

大規模・事務所は年々達成率が向上

大規模・学校は2022年度以降大きく向上

国総研資料第 1318 号「非住宅建築物の外皮・設備設計仕様とエネルギー消費性能の実態調査 -省エネ基準適合性判定プログラムの入出力データ(2023年度)の分析-」

<https://www.nilim.go.jp/lab/bc/g/siryou/tnn/tnn1318.htm>

報道発表資料より

ライフサイクルカーボン削減型の先導的な新築ZEB支援事業

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、
(2) ライフサイクルカーボン削減型の先導的な新築ZEB支援事業 (一部農林水産省・経済産業省・国土交通省連携事業)



建築物のライフサイクルカーボンの削減を目指す取組を支援します。

1. 事業目的

運用時のみならず建築物のライフサイクルカーボンの削減を目指す取組を促すため、先導的にライフサイクルカーボンの算定や、低炭素型建材の活用を行う事業について支援する。

※ ライフサイクルカーボン：建築物の構成部材の調達や設備の製造から解体に至るまでのライフサイクル全体において発生する温室効果ガス

2. 事業内容

① ライフサイクルカーボン削減型の新築ZEB支援事業

建築物がライフサイクル全体（運用時、建築時及び廃棄時）で排出するCO2などの温室効果ガス（ライフサイクルカーボン）の削減を目指す取組を促すため、ライフサイクルカーボンを算定する事業を支援する。

- ◆ 補助要件：ライフサイクルカーボンを算定すること、ZEB Oriented基準以上の省エネルギー性能を満たすこと、エネルギー管理体制を整備すること等
- ◆ 補助対象経費：ZEB化に資するシステム・設備機器の導入に伴う費用 等※3

② 低炭素型建材活用新築ZEB支援事業

①に加え、低炭素型の建材（鉄、コンクリート、木材等）を使用する建築物について支援する。

- ◆ 補助要件：①に加え低炭素型の建材を導入すること 等
- ◆ 補助対象経費：①に加え低炭素型の建材の導入に伴う費用

R8当初から追加

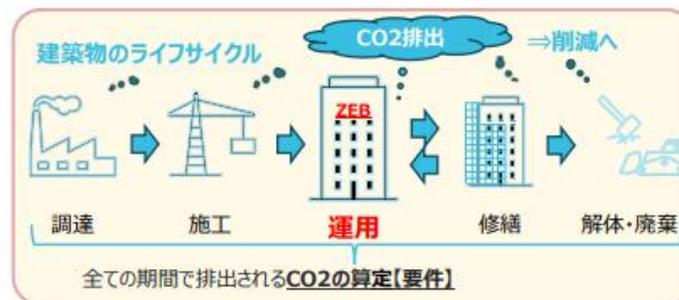
③ ZEB化推進に係る調査・普及啓発等検討事業

建築物のZEB化を先導・推進するために必要な調査及び普及啓発の検討等を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態：①②間接補助事業（55%～21%（上限5億円））③委託事業
- 補助対象及び委託先：地方公共団体※4、民間事業者、団体等※5
- 実施期間：令和6年度～令和10年度

4. 事業イメージ



変更点

ZEBランク	補助率 (%)	
	事務所等以外 ※1	事務所等 ※2
『ZEB』	55	30
Nearly ZEB	38	25
ZEB Ready	30	21
ZEB Oriented	30	対象外

- ※1 「事務所等以外」は、ホテル等、病院等、物品販売業を営む店舗等、学校等、飲食店等、集会所等の「事務所等」以外の用途を指す。
- ※2 「事務所等」は、事務所、官公署等の用途を指す。
- ※3 EV等（外部給電可能なものに限る。）を充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）。
- ※4 ①②について、都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市及び特別区を除く（用途が病院等の場合、すべての地方公共団体が対象）。
- ※5 ①②について、延べ面積が10,000㎡以上の場合、民間事業者・団体等は対象外。

お問合せ先：環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室／住宅・建築物脱炭素化事業推進室 電話：0570-028-341

ライフサイクルカーボン削減型の先導的な新築ZEB支援事業の特徴

- 新築のZEB建築物のライフサイクルカーボンの算定の取組を支援
 - ・ライフサイクルカーボンを算定する場合、新築建築物のZEB普及促進支援事業に対して約5%程度の補助率の上乗せ ※算定ツールは問わない
- 低炭素型建材（GX推進のためのグリーン鉄、低炭素型コンクリート、木材（4階以上の中高層建築物のみ））を躯体に使用する場合、その掛かり増し経費（差額）に対して補助（補助率は1/2をベースに調整中） **R8当初のみ**

ライフサイクルカーボン（ホールライフカーボン）

エンボディドカーボン

アップフロントカーボン



境界外の
補足情報

ネ・リサイクル・エ
ルギー回収によ
る便益と負荷
再利用

オペレーショナルカーボン

使用段階
（光熱水関連）

エネルギー消費
水消費

現在の建築物省エネ法
で規制している部分

※ 冷媒・断熱材からのフロン漏洩等を指す

図4 GX推進のためのグリーン鉄と低CFP鋼材の関係



経済産業省製造局・Gグループ
GX推進のためのグリーン鉄研究会とりまとめ 概要
（2025年1月）から引用、一部追記

業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（脱炭素ビルリノベ事業）

R8当初のみ

業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（経済産業省・国土交通省連携事業）



【令和8年度予算（案） 4,000百万円（1,200百万円）】
（※3年間で総額10,000百万円の国庫債務負担）



業務用建築物の脱炭素化を早期に実現するため、外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を支援します。

1. 事業目的

- ・地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、既存建築物の外皮の高断熱化や高効率空調機器等の導入を支援し、業務用建築物の脱炭素化とウェルビーイング／高い生活の質の実現を図る。
- ・先進的な断熱窓、断熱材や高効率な空調機器、照明器具、給湯機器の導入加速により、価格低減による産業競争力強化・経済成長と温室効果ガスの排出低減を共に実現する。

2. 事業内容

変更点

(1) 業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（新規採択分）

既存建築物の外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を促進するため、**設計費**・設備費・工事費への補助を行う。

- 主な要件 : 改修後の外皮性能BPIが1.0以下となっていること及び一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から40%（用途によっては30%）程度以上削減されること（※ZEB基準の水準の省エネ性能を達成）、エネルギー管理や設備の運用改善を行うこと等
- 主な対象設備 : 断熱窓、断熱材、高効率空調機器、高効率照明器具、高効率給湯機器等のうち、トップランナー制度目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの。また、一定の要件を満たした外部の高効率熱源機器からエネルギーを融通する場合は、当該機器等も対象とする。
- 補助率 : 1/2～1/3

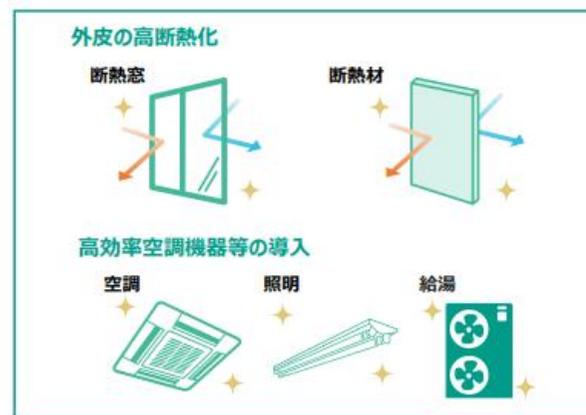
(2) 業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（過年度予算からの継続案件のみ）

過年度予算からの継続案件に対する予算措置。

3. 事業スキーム

- 事業形態 : 間接補助事業
- 補助対象 : 地方公共団体、民間事業者、団体等
- 実施期間 : 令和5年度～

4. 事業イメージ



省エネルギー基準から、用途に応じて30%又は40%程度以上削減

※ ZEB基準の水準の省エネ性能：一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から用途に応じて30%又は40%程度削減されている状態。

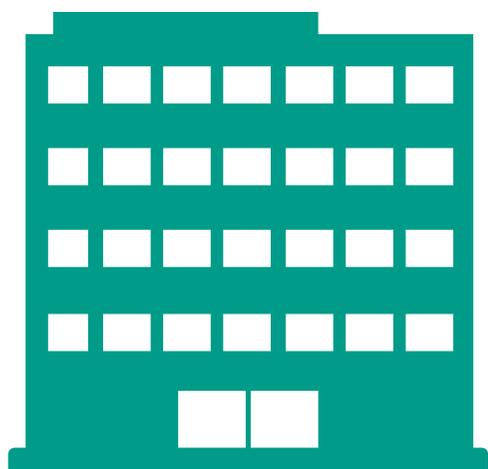
お問合せ先： 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室／住宅・建築物脱炭素化事業推進室 電話：0570-028-341

業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（脱炭素ビルリノベ）の特徴

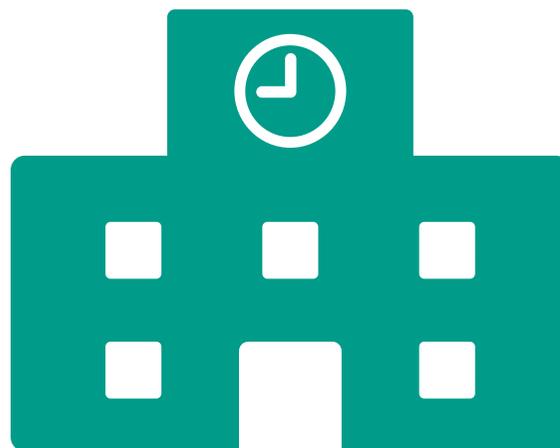


R8当初のみ

- 既存建築物の改修に特化した補助金
- 求める要件は低め（ZEB水準の省エネ性能）だが、ZEB Ready以上を目指すことを妨げない
- エネルギー消費が大きいとされる、空調・照明・給湯設備と、空調の負荷軽減に寄与する外皮（断熱材、高効率窓）改修を補助対象とする
- 補助対象は、高性能なものに限定（高性能な設備を支援し、メーカーの成長を支援）
- 1度交付決定を受けたら、工事を止めることなく実施可能。3年間の中で要件を達成すればよい
- BEIの計算の工夫で、空調の新設にも対応
- （集合）住宅は補助対象外



オフィスビルの省エネ改修



学校施設への照明・空調更新



業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（脱炭素ビルリノベ）の変更点



R8当初のみ

- **外皮（断熱材、高断熱窓）も定額から補助率に変更**
- **補助対象に設計費を追加**（補助率1/2）
- **BEMS等による計測対象の一部緩和**（延床10,000㎡未満の建築物に限り、建物全体 + 空調 + 改修設備）

非住宅建築物ストックの省CO2改修調査支援事業
（建築物改修の省CO2ポテンシャル見える化事業）

業務フェーズ	設計に関する項目
初期検討 ↓	<ul style="list-style-type: none"> ・可能性調査 （独自ノウハウによるZEBランク検討、BEIの試算など）
基本設計 ↓	<ul style="list-style-type: none"> ・改修計画 ・設備導入の概略図面作成 ・BEI試算
実施設計 ↓	<ul style="list-style-type: none"> ・設備導入の詳細図面作成 ・Webプログラムによる計算
施工	<ul style="list-style-type: none"> ・BELS認証申請

今回の追加で補助対象となりえる業務（どのタイミングで申請するかにもよる）

よくあるご質問

その他 よくあるご質問（手続一般について）

Q1. 3者に声掛けしたが1者からしか見積が取れなかった。3者から見積が取れるまで、申請できないか？

A1. 3者に声掛けし、見積辞退があった場合には、その旨明示された書類（見積辞退の意思表示がなされたメール、回答文書等）を添付した場合には、3者見積をとったものとみなします。

Q2. 設計施工一括方式の場合は補助対象となるか？

A2. 設計施工一括方式の場合、工事着工日が交付決定日以降であれば、補助対象となります。

Q3. 補助事業終了後、物件を売却可能か？

A3. 財産処分の手続を実施した場合には売却が可能。ただし国庫返納が必要な場合がある。

その他 よくあるご質問（手続一般について）

Q5.複数年度事業の場合、年度末に工事を止めなければならないか？

A5.国の予算上整理がされているもの（国庫債務負担行為）については、年度末や年度明けの手続が軽減され、年度をまたいだ工事の継続が可能です。

事業の種類	交付決定	年度末・開始時期の 工事継続の扱い	補助金の支払い
債務負担行為がとられているもの （ビルリノベ事業、低炭素型建材）	計画書の提出により、計画期間全体を交付決定	計画期間全体で任意の工事期間を設定 （土日祝日の工事も長期間で工期設定が可能）	計画期間途中での出来高に応じた支払いが可能
上記以外の事業	（計画書を提出しても）計画年度ごとに交付決定	1年間毎の事業となっており、通常1月末までが工事可能な期間	1年ごとの支払いとなる

その他 よくあるご質問（手続一般について）



Q6.事業終了後、必要となる手続は何か？

A6.①事業報告書の提出（5年間、年度ごとのCO2削減量を報告）②財産処分（売買、解体、廃棄、譲渡など）の対象となる場合の手続、③環境省が実施する広報・啓発・調査事業への協力

などがあります。温暖化対策のための事業であることを十分にご理解の上、応募してください。

Q7.複数年度事業で、計画年度中の事業実施が危ぶまれた場合についてどのように対応すべきか。

A7.債務負担行為対象事業（ビルリノベ事業等）の場合には計画変更の手続が必要です。前者以外の場合には、年度内に業務完了とならない場合には事故繰越しの手続が必要です。ただし、一般的な天候不良などだけでは認められないケースも多いので、あらかじめ余裕を持った事業計画であることが必要です。

Q8.遮熱シート・遮熱フィルムは補助対象とならないのか？

A8・遮熱シート・遮熱フィルムは、WEBPROへの評価反映が現状できないこと、未評価技術にも区分されていないことから、現状補助対象外となっております。なお、遮熱塗料を外皮に塗布する場合には、WEBPROに反映できる場合があり、補助金によっては補助対象となる場合があります。

- [環境省「ZEB PORTAL - ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ゼブ）ポータル」](#)
- [脱炭素化事業支援情報サイト（エネ特ポータル）](#) | [環境省](#)
- [業務用建築物の脱炭素改修事例紹介動画](#)

YouTube 環境省チャンネル



業務用建築物の脱炭素改修事例紹介【オフィスウェルネス編】

 kankyosho
チャンネル登録者数 2.86万人

[チャンネル登録](#) [高評価](#) [共有](#) [保存](#) ...

[【オフィスウェルネス編】](#)



業務用建築物の脱炭素改修事例紹介【不動産価値の向上編】

 kankyosho
チャンネル登録者数 2.86万人

[チャンネル登録](#) [高評価](#) [共有](#) [保存](#) ...

[【不動産価値の向上編】](#)

